第四十七条の四中「旨を」の下に「、財務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、」を加える。

第五十四条の次に次の一条を加える。

（税理士等でない者が税務相談を行った場合の命令等）

第五十四条の二　財務大臣は、税理士又は税理士法人でない者（以下この項において「税理士等でない者」という。）が税務相談を行った場合（税理士等でない者がこの法律の別段の定めにより税務相談を行った場合を除く。）において、更に反復してその税務相談が行われることにより、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れさせ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けさせることによる納税義務の適正な実現に重大な影響を及ぼすことを防止するため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該税理士等でない者に対し、その税務相談の停止その他当該停止が実効的に行われることを確保するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

２　第四十七条の四の規定は、前項の規定による命令について準用する。

第五十五条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　国税庁長官は、前条第一項の規定による命令をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、同項の税務相談を行った者から報告を徴し、又は当該職員をしてその者に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

第五十七条第一項中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。

第六十条に次の一号を加える。

四　第五十四条の二第一項の規定による命令に違反したとき。

第六十二条第二号中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。

第六十三条中「、」を「、若しくは第四号、」に、「及び」を「並びに」に、「に」を「及び第三項に」に改める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第十二条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「に財務省令で定める方法」の下に「（次項において「特定納付方法」という。）」を加える。

第十九条第一項中「以下この条」を「次項及び第三項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同条第二項中「又は第八項」を「又は第九項」に、「「前項」とあるのは「、同項」と、同条第三項第一号」を「同条第三項中「期限後申告書又は第一項第二号」とあるのは「第一項第二号」と、「更正又は決定」とあるのは「更正」と、同条第四項第一号」に、「同条第五項中「若しくは第八項の規定の適用がある場合又は」を「同条第六項第一号中「」に、「の規定の適用がある場合又は同項第二号」を「第一項第二号」に改め、「「期限後申告書若しくは修正申告書」とあるのは「修正申告書」と」を削り、「同条第七項」を「同項第二号中「期限後申告書若しくは第一項第二号」とあるのは「第一項第二号」と、「更正又は決定」とあるのは「更正」と、同条第八項」に改め、同条第三項中「同条第八項」を「同条第九項」に、「前三項」を「第三項の」に、「第二項」を「第一項又は前項」とあるのは「第一項」と、同項第一号中「前三項」とあるのは「第二項」に、「この項」を「この号」に、「とする」を「と、同項第二号中「期限後申告書若しくは修正申告書」とあるのは「修正申告書」とする」に改め、同条に次の一項を加える。

４　保税地域から引き取られる特例申告に係る課税物品に係る内国消費税に対する国税通則法第六十六条及び第六十八条の規定の適用については、同法第六十六条第六項第二号及び第六十八条第四項第二号中「国税の課税期間の初日の属する年の前年及び前々年に課税期間が開始した当該国税（課税期間のない当該国税については、当該国税の納税義務が成立した当該国税）」とあるのは、「内国消費税（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二条第一号（定義）に規定する内国消費税をいう。以下この号において同じ。）に係る課税物品（同条第二号に規定する課税物品をいう。以下この号において同じ。）の関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可の日の属する年の前年及び前々年に輸入が許可された課税物品に係る当該内国消費税」とする。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正）

第十三条　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第十一項第三号、第十三項第四号、第十五項第四号、第十七項第四号及び第十九項第四号中「第七十一条」の下に「及び第七十二条」を加える。

第三十二条第一項中「第七条に」を「第七条第一項に」に改め、同条第二項中「第六条」を「第六条第一項」に改め、「基準法人税額をいう。以下この項」の下に「及び次項」を加え、同条第三項中「課税事業年度の」の下に「基準法人税額に対する」を加え、同条第五項中「第八十二条」を「第八十一条」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第十四条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第十七項第三号、第十九項第四号、第二十一項第四号、第二十三項第四号及び第二十五項第四号中「第七十一条」の下に「及び第七十二条」を加える。

第七条第一項中「第七条」を「第七条第一項」に、「第六条」を「第六条第一項」に改め、「基準法人税額をいう。以下この項」の下に「及び次項」を加え、同条第二項中「課税事業年度の」の下に「基準法人税額に対する」を加え、同条第四項中「第八十二条」を「第八十一条」に改める。

第十三条第一項中「、国」を「、若しくは国」に、「又はその」を「その」に、「した」を「し、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改め、同条第四項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「提出した者」を「提出し」に、「提供した者（これらの者のうち」を「提供したとき（これらの違反行為に係る同項に規定する者（以下この号において「届出書提出義務者等」という。）が」に、「（これらの者が」を「に該当する場合（当該届出書提出義務者等が」に、「に限る。）」を「に該当するとき）に限る。）」に改め、同項第四号中「提供した者」を「提供したとき。」に改め、同項第五号及び第六号中「した者」を「したとき。」に改め、同項第七号中「若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

八　第十一条第四項において準用する国税徴収法第百四十一条の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正）

第十五条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の二　国外証券移管等に係る告知書及び調書の提出等（第四条の二・第四条の三）」を「第二章の二　国外証券移管等に係る告知書及び調書の提出等（第四条の二・第四条の三）　第二章の三　国外電子決済手段移転等に係る告知書及び調書の提出等（第四条の四・第四条の五）」に改める。